

千葉市の提案について

令和2年1月29日

厚生労働省子ども家庭局保育課

千葉市の提案に対する考え方について

千葉市の提案

- 看護師等が1人で保育しないことを要件に、0歳児の在籍人数にかかわらず、1人に限って看護師等を保育士とみなすこと
- 適切な保育の実施体制がなされているかについては、指導監査や巡回指導の際に確認する

(※) 過去に乳児を一定以上入所させる保育所に看護師等の配置を求めていたことから、当分の間の経過措置として、0歳児が**4人以上在籍する**保育所について、1人に限り看護師等を保育士とみなすことを認めている。

(※) 保育所における保育士配置基準は右のとおり。

0歳児	1:3	1・2歳児	1:6	3歳児	1:20	4・5歳児	1:30
------------	------------	-------	-----	-----	------	-------	------

厚生労働省の見解

- ① **保育は、教育と養護を一体的に行うものであり、これに対応する専門性を備えた保育士により実施されることが適当**である。現行の設備運営基準における看護師等のみなし規定についても、0歳児の保育が保育士不在の状況で行われることを**確実に防止する**ために、0歳児の利用が4人以上である場合に限定している。
- ② 人員配置基準は「素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の指導」により、「心身ともに健やかにして、社会に適応するよう育成されることを保障」するための最低基準であり、御指摘のような実施体制の確保措置を行ったとしても、**乳児に対する保育が看護師等1人で行われ得るような見直しについては、極めて慎重な検討**を要するものと考えている。
- ③ また、保育所における常勤の看護師等の配置状況については、1施設当たり0.4人、うち保育従事者として勤務している者は0.0人という調査結果や、配置基準上求められる保育士より平均で約4人多く保育士を配置しているという調査結果(※)も出ており、**看護師等を配置基準上求められる保育士とみなして配置する取扱いが一般的であるとは言えず、活用の実態も明確ではない**。今般の提案は、保育の質に関わることであり、その検討は客観的なデータをもって行うべきところ、**全国の保育所で保育士とみなされている看護師等の実態を把握し、実施体制の担保の在り方も精査した上で、その是非について検討**したい。(※) 令和元年度幼稚園・保育所・認定こども園等の経営実態調査クロス集計結果<速報> (令和元年11月26日) 1

小規模保育事業における人員配置について

	保育所	小規模保育事業	
		A型	B型
職員数	0歳児 3 : 1 1・2歳児 6 : 1 3歳児 20 : 1 4・5歳児 30 : 1	0歳児 3 : 1 1・2歳児 6 : 1 (3歳児 20 : 1) (4・5歳児 30 : 1) + 1人	0歳児 3 : 1 1・2歳児 6 : 1 (3歳児 20 : 1) (4・5歳児 30 : 1) + 1人
留意点	<ul style="list-style-type: none"> ○ 上記の人数は全て保育士。 ○ 保育士の数は2人を下回ることはできない。 ○ 乳児4人以上を入所させる保育所は1人に限って看護師等を保育士とみなすことができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 上記の人数は全て保育士。 ○ 事業所は1人に限って看護師等を保育士とみなすことができる（乳児数の要件なし）。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 上記の人数の半数以上が保育士、保育士以外の者は市町村が行う研修修了者。 ○ 事業所は1人に限って看護師等を保育士とみなすことができる（乳児数の要件なし）。

保育士と看護師の養成課程について

	保育士	看護師
研修・履修内容等	①乳児に対する 養護 に特に関連する科目 ・保育の心理学・子ども家庭支援の心理学 ・子どもの保健・子どもの健康と安全 ・子どもの食と栄養	①乳児に対する 養護 に特に関連する科目 ・小児看護学
	②乳児に対する 教育 に特に関連する科目 ・保育の計画と評価 ・保育内容総論 ・保育内容演習 ・乳児保育Ⅰ・Ⅱ	②乳児に対する 教育 に特に関連する科目 ・該当無し
	③その他 保育原理、教育原理、子ども家庭福祉、社会福祉、子育て支援、社会的養護Ⅰ・Ⅱ、保育者論、子ども家庭支援論、障害児保育、子どもの理解と援助、保育内容の理解と方法、保育実習、保育実践演習、教養科目等	③その他 科学的思考の基盤、人間と生活・社会の理解、人体の構造と機能、疾病の成り立ちと回復の促進、健康支援と社会保障制度、基礎看護学、臨地実習、成人看護学、老年看護学、母性看護学、精神看護学、在宅看護論、看護の統合と実践

現行規定の導入過程について

- 現行の経過措置については、0歳児保育について、**必要な保育士数の確保に加えて看護師等の追加配置を行っていた保育園に対する救済措置**として設けられたもの。
- 平成21年度の構造改革特区提案において今回と同様の提案を受けた際、当該経過措置を実施可能な保育所の範囲を「乳児6人以上を入所させる保育所」から「**乳児4人以上を入所させる保育所**」に見直したところであり、既に**保育の専門性を損なわない範囲で最大限の対応を実施**している。

【平成10年以前(0歳児に対する保育士配置基準は「6:1」)】

- ・予算事業として「乳児保育事業」を実施。
- 当該事業の要件として、**必要な保育士数の確保に加え**、
 - ・乳児が9人以上 入所する保育園については**保健師又は看護師1人の配置義務**
 - ・乳児が6人以上9人未満入所する保育園については**保健師又は看護師1人の配置の努力義務**を課していたところ。

平成10年 0歳児の保育士配置基準の「6:1」→「3:1」への引き上げ

【平成10年以後(0歳児に対する保育士配置基準は「3:1」)】

- ・「乳児保育事業」を廃止
- ・**経過措置**として、**乳児6人以上を入所させる保育所**については、当分の間、当該保育所に勤務する保健師又は看護師を1人に限って保育士とみなすことができることとした。

平成15年 構造改革特区制度の創設

【その後(構造改革特区での対応)】

- ・平成21年度の構造改革特区提案として、佐賀県より、「乳児の人数に関らず、看護師を保育士定数に算入可能とすべき」との提案あり。
- 厚生労働省より、「**3人以下の乳児を入所させる保育所については、保育士が1人も配置されなくなり、専門性を持って、乳児の健全な育成を確保できないおそれがある**」旨回答。
- 当該回答を踏まえ、平成22年10月14日より構造改革特区事業として**乳児4人以上を入所させる保育所**で看護師等の保育士みなしを可能とし、その後、特段の弊害がみられなかったことから、平成26年度より当該事業を全国展開した。

保育所における看護師等の配置の現状について

Ⅲ 職員配置の状況

1. 保育所

① 総括表

職種	私立		
	公定価格基準 のみの配置状況	実際の配置	
	常勤換算 (常勤+非常勤)	常勤	非常勤
1 施設長	1.0 人	1.0 人	0.0 人
2 主任保育士	1.0	0.9	0.0
3 保育士	11.4	13.4	2.3
4 保育補助者（資格を有していない者）	-	0.5	1.3
5 調理員	1.9	1.3	0.6
6 栄養士（5に含まれる者を除く）	-	0.9	0.1
7 看護師（保健師・助産師）、准看護師	-	0.4	0.1
8 うち、保育業務従事者	-	0.0	0.0
9 事務職員	1.0	0.6	0.1
10 その他	-	0.2	0.2
合計	-	19.1	4.6
集計施設数	1,741 施設		
平均利用定員数	86 人		

（出典）「令和元年度幼稚園・保育所・認定こども園等の経営実態調査クロス集計結果〈速報〉」（令和元年11月26日）